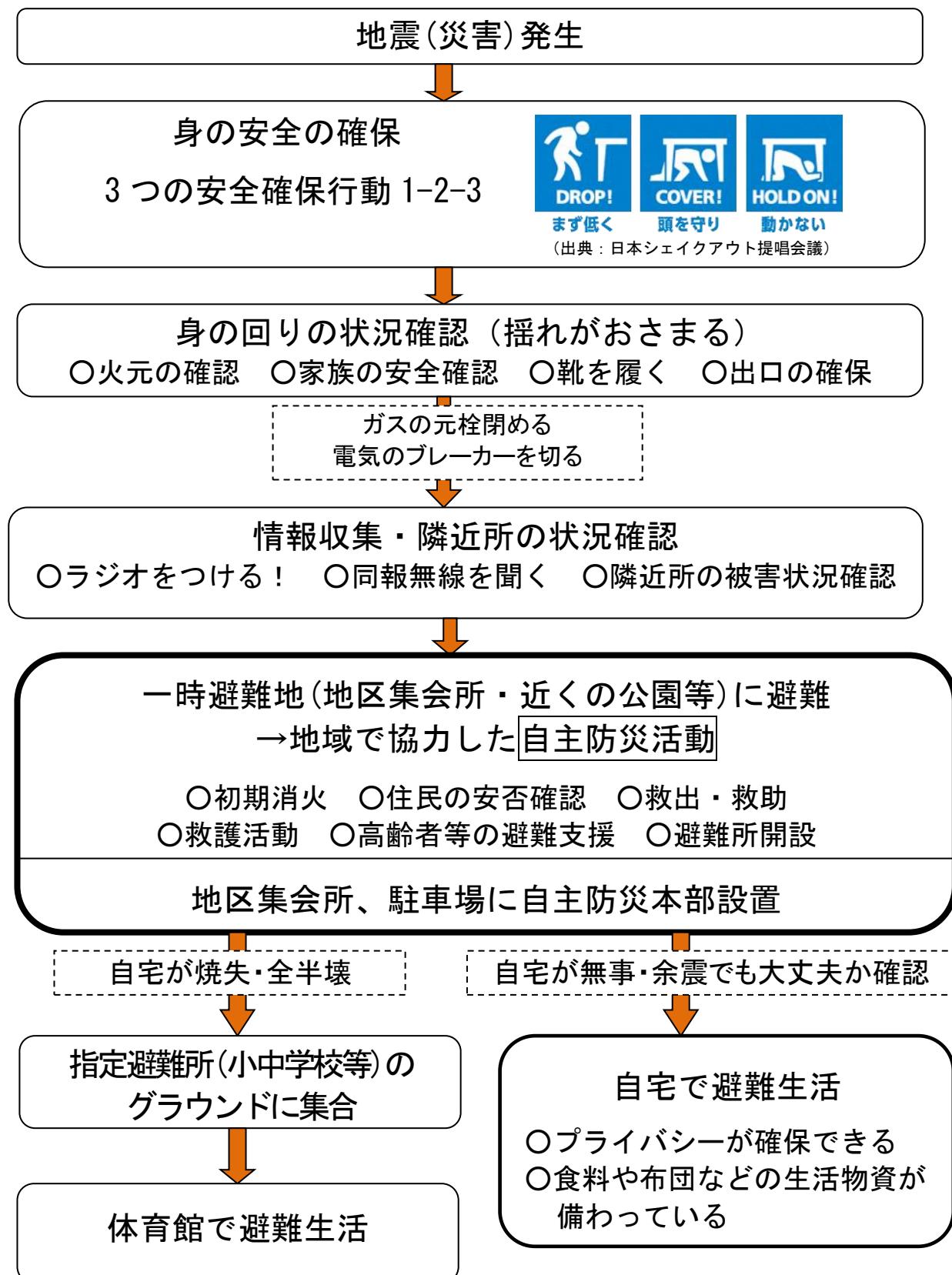


6 地震発生時の活動

地震発生時の行動の流れ



地震発生時の行動の10のポイント

【地震時の行動】

1 身を守る3つの安全確保の行動1-2-3の実施



(出典：日本シェイクアウト提唱会議)

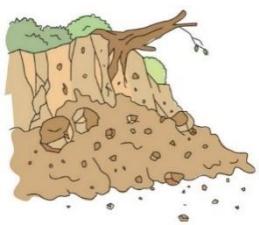
2 火の元確認、あわてず初期消火



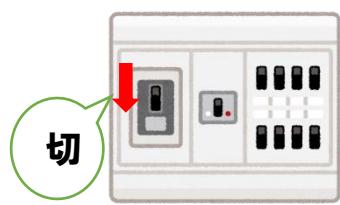
3 窓や戸を開け逃げることができよう出口の確保



4 山・崖崩れの危険が予想される地域はすぐ避難



5 電気ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める



6 ラジオ、同報無線などから正しい情報収集



7 我が家の安全確認、隣近所の状況被害の確認



8 一時避難地に避難し、協力して地域住民の安否確認・救出救助・救護・消火



9 地域で協力し自分で避難できない災害弱者である高齢者、障がい者等の避難支援



10 自宅が無事・余震でも大丈夫な人は自宅で生活！焼失・全半壊の人は避難所へ移動！



【地震直後の行動】

【地震後の行動】

地震発生直後に優先的に行う活動一覧

地震発生直後に優先的に行う行動は主に次の7つですが、担当する役員だけで実施するのではなく、役員は地域住民の協力をもらいつつ指揮を取るよう心がけてください。

行動	指揮をとる担当班
1 自主防災本部の設置	会長(副会長) 防災委員長 防災委員
2 初期消火	消火・生活班
3 住民の安否確認	情報・啓発班
4 救出・救助	救出・救助班
5 医療救護活動	衛生・救護班
6 高齢者・障がいのある人等の避難支援	要配慮者班
7 避難所の開設	指定避難所の担当役員 (関係する自主防災会と協力して運営)

各班の活動

班名	発災直後～数時間	発災当日～3日程度	3日～1週間程度	1週間以降
会長 (副会長)	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災活動の指揮 ○自主防災本部の運営(会長の補佐・代理) 			→
防災委員長 防災委員	<ul style="list-style-type: none"> ○会長の補佐、各班の統括 ○自主防災本部の設置 ○避難行動要支援者名簿の用意 ○世帯台帳・人材台帳の用意 ○避難所運営本部との連携 			→
情報・啓発班	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の被害状況の把握・伝達 ○避難所運営本部との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○市災害対策本部からの情報伝達 ○市災害対策本部への被害報告 ○デマ防止 ○他自主防災組織との連絡調整・連携 		→
消火・生活班	<ul style="list-style-type: none"> ○出火場所の確認 ○消防活動人員の割振り、活動指示 ○消防署への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し及び備蓄食料の調達 ○飲料水・生活必需品等の調達・配分 		→
救出・救助班	<ul style="list-style-type: none"> ○要救出者の確認 ○救出人員の割振り・救出指示 			
衛生・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○搬送人員の割振り ○重傷者・中等症者の搬送 ○軽症者の応急処置 	<ul style="list-style-type: none"> ○食中毒・伝染病の予防 ○し尿処理対策の実施 ○ごみの収集処分 		→
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導の指揮 ○安否確認情報の収集 ○安否不明者の取りまとめ・指示 ○在宅避難者の把握 			
要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導 ○要配慮者の安否確認の指揮 ○要配慮者の生活状況の把握 			
安全点検・防犯班		<ul style="list-style-type: none"> ○ブレーカー遮断の実施・ガス等の消し忘れ防止 ○地域内の安全点検 ○盗難等防犯の防止 		→
避難所担当	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設 ○避難所運営 			→

自主防災本部の設置

ポイント

発災直後に機動力のある自主防災活動が行えるよう指揮する拠点を設置する

1 役割

- 各班の役割の掲示
- 各班に対する自主防災活動の動員指示及び要請
- 地域内の被害情報の収集、把握
- 在宅避難者の把握
- 世帯名簿、避難行動要支援者名簿等の提供
- 地域住民への情報の提供、発信
- 避難所への役員派遣の指示
- 防災倉庫内の防災資機材の管理及び活用
- 災害対応に関する情報の記録
- 二次災害防止

2 本部の場所 各地域の公民館や公園など、自主防災会で決定している場所。

3 指導者 自主防災会長又は防災委員

4 準備するもの

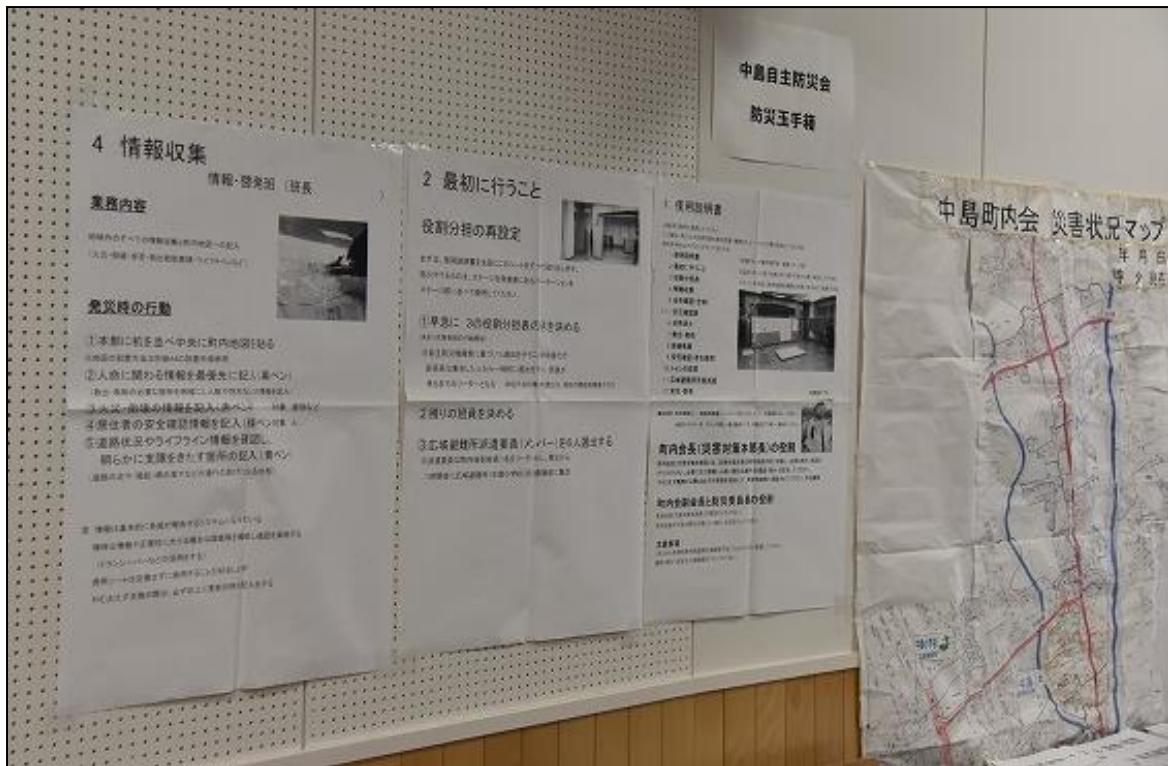
- 机、椅子
- 通信機器
- メガホン
- 非常用発電機、照明器具
- ホワイトボード、文具一式（模造紙、画用紙、サインペン、ポストイット）
- 地域の地図、三島市防災マップ
- 世帯台帳、災害時人材活用台帳、避難行動要支援者名簿、個別支援計画、防災資機材保管台帳
- ヘルメット

【好事例】

中島地区の取り組み

中島地区では、多くの地域住民が自主防災本部に集まった時に何を優先して行うべきかを早く周知するため、大きく拡大した地図と各班の行動の一覧をケースに保管し、発災後すぐに取り出し、掲示するように準備している。

【拡大した各班の行動と住宅地図】



【自主防災本部で必要なグッズを衣装ケースで保管】



情報の収集及び伝達

ポイント

- 多くの住民が本部に来て、各種情報を見ることができるよう掲示板などを活用し、情報収集や伝達を行う。

1 地域内で収集する情報 倒壊家屋、火災発生箇所、安否確認情報

2 市からの情報収集の手段 市民メール、ラジオ（ボイスキーなど）、同報無線（声の広報）、市から各避難所に入った情報

3 活動フロー

[発災直後]

- 地域の火災、倒壊家屋の被害情報を把握する。
- 組ごとの住民の安否確認の情報を取りまとめる。

[発災から数時間後]

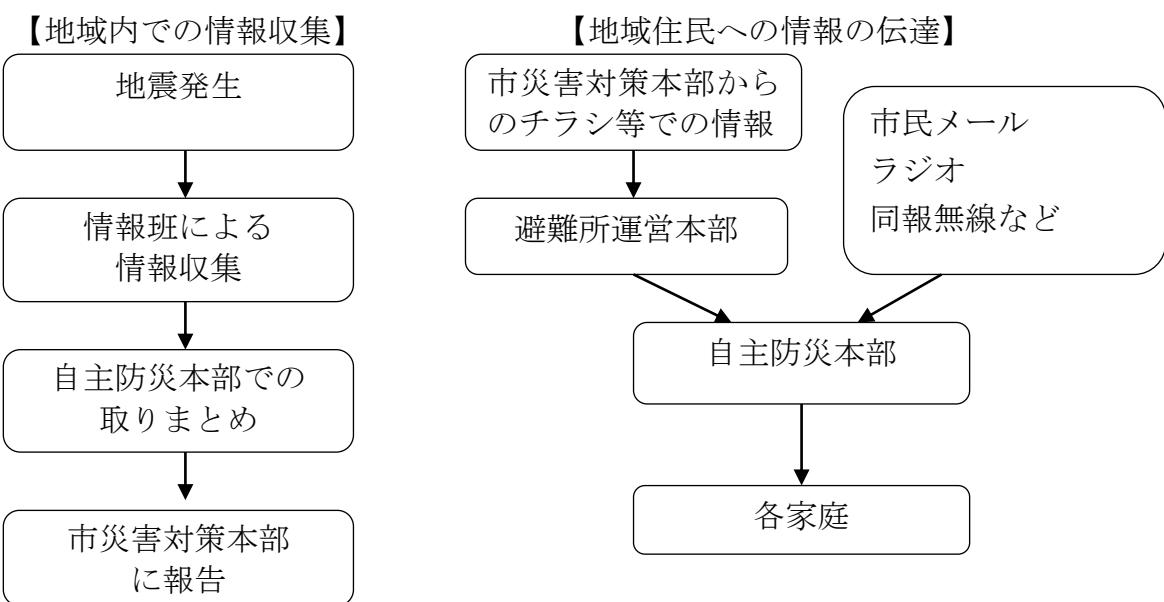
- 地域の被害情報、行方不明者の情報を伝える情報掲示板を設置する。
- 本部に倒壊家屋、火災発生箇所を通報する。
- 救護所、避難所の各開設状況の情報を収集し、住民に伝える。

[発災当日～数日後]

- 市から受けた被災者支援の情報（給水情報、救援物資の支給、2次災害情報、生活相談）を地域住民に伝達する。
- 各地域で実施する支援活動を伝達する。

[発災から 1週間～数週間後]

- 継続して市の本部からの情報を収集して、地域住民に継続して伝える。



【自主防災本部での情報の取りまとめ（富士ビレッジ防災訓練）】



救出・救助活動

ポイント

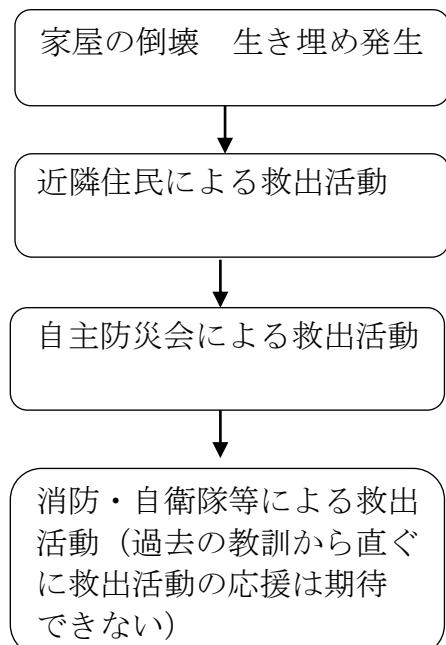
- 自分の身の安全の確保を第一に地域で協力して救出・救助をする。
- 重いものに2時間以上挟まれていた負傷者は、クラッシュ症候群の可能性が高いので、水分を多く摂取させすぐに人工透析の病院に搬送する。

[発災から数時間後]

- 自分の身の安全を確保したら、家や隣人の救出・負傷者等の状況を確認する。倒壊家屋を発見した場合には大きな声で叫び、生き埋め者がいるか反応を見る。
- 救出用の防災資機材を防災倉庫から持ってくる。
ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなど
- 自主防災会による救出活動を行う。
近所の住民で救出ができない場合には、自主防災本部に応援を要請する。
- 自主防災会では救出できない場合には、消防署に要請する。

[発災当日～数日後]

- 生き埋め者については、発災後3日間（72時間）が生存期間であるため、すべての建物の救出救助活動を3日以内に実施できるよう尽力する。



初期消火活動

ポイント

- 自分の身の安全の確保を第一に地域で協力して消火する。
- 大規模な地震発生時には消防車がすぐ来ません。地域での初期消火が重要です！

[初期消火]

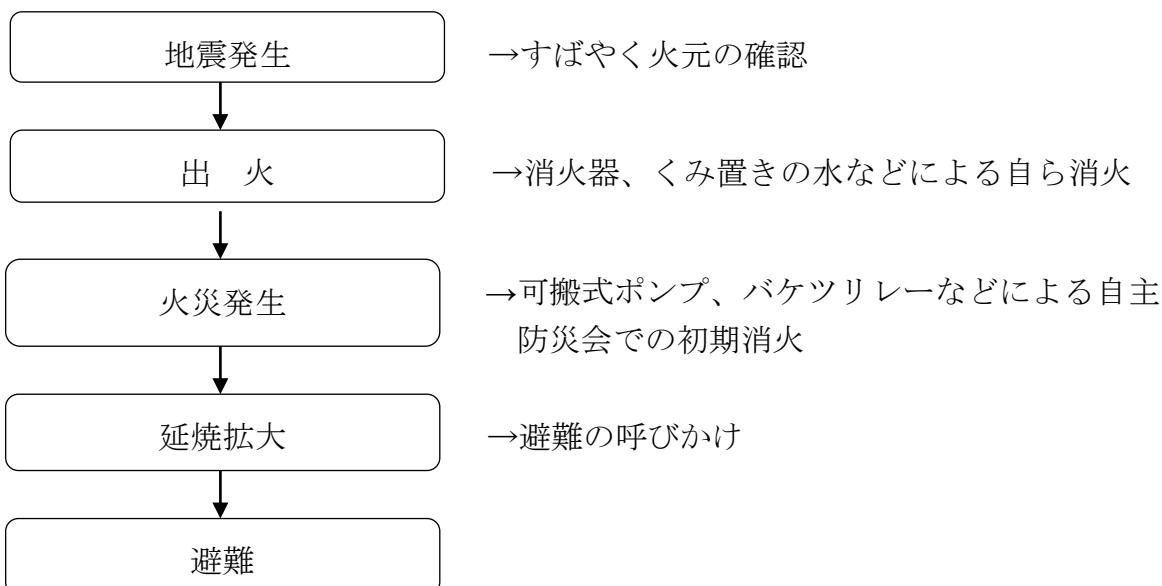
- 最寄りの消火器、貯水槽、消火栓、小・中学校のプール、河川等の水利を活用して、できる限り迅速に消火体制を確保する。
- 可搬ポンプの利用が可能な場合は、可搬ポンプを出動させ（要員6人以上必要）、最寄りの貯水槽やプール、河川等の水を利用できるよう設置する。
- 各家庭が保有しているバケツ類を集めて水を汲み上げ、いわゆるバケツリレー方式で水を渡していく。

[延焼防止]

- 延焼火災の恐れがあると判断した場合は、避難誘導班に連絡、動員を指示し、風下の地域を中心に避難誘導の準備を呼びかける。

[通電時の防火の呼びかけ]

- 地震災害時の火災の出火原因の多くが、停電後に電気が復旧した際に起きるいわゆる「通電火災」であることから、電気の復旧情報は入手できた時点で、地域住民に注意喚起する。



医療救護活動

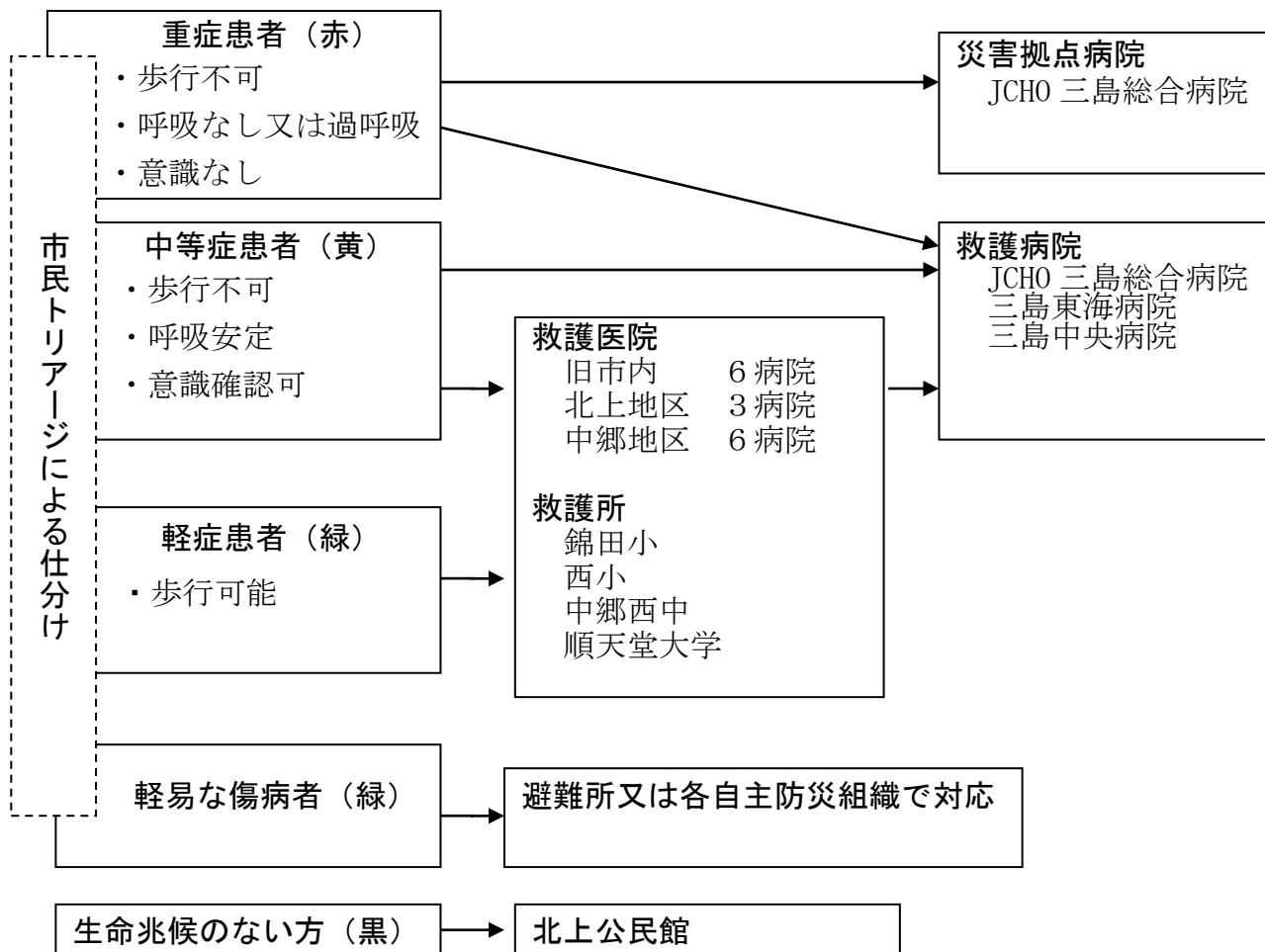
ポイント

- 大規模な地震発生時には救急車はすぐに来ません。
- 大規模な地震発生時には生命に危険性のある重症患者を最優先に救護活動を行う。傷病者の仕分けは市民トリアージで行う。
- 軽易な傷病者は、各家庭や地域内で救護する。
- 震度6弱以上の時は、下記の「災害時の医療救護体制」の病院及び医院のみ開院となる。

1 災害時の医療体制の主な設置基準

- 市内で震度6弱以上の震度を計測したとき
- 南海トラフ地震臨時情報が発表され市長の指示があったとき

2 災害時の医療救護の受入体制



3 災害時の医療救護病院

○ 災害拠点病院

①	JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276
---	-------------	----------	-------------

○ 救護病院

①	JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276
②	三島東海病院	972-9111	川原ヶ谷 264-12
③	三島中央病院	971-4133	緑町 1-3

(市外)

裾野赤十字病院	992-0008	裾野市佐野713
---------	----------	----------

○ 救護医院 …15 医院

【旧市内】

①	鈴木整形外科医院	971-3653	泉町 12-35
②	三島メディカルセンター	972-0711	南本町 4-31
③	山口医院	975-0559	栄町 1-23
④	川崎内科医院	972-8811	北田町 4-14
⑤	がくどう整形外科クリニック	975-0785	南町 8-8
⑥	辻林内科	981-3211	加茂川町 22-14

【北上地区】

⑦	芹沢病院	986-1075	幸原町 2-3-1
⑧	とぐら山口医院	986-8690	徳倉 2-4-13
⑨	渡辺整形外科	987-1550	萩 188

【中郷地区】

⑩	後藤医院	977-3115	梅名 442-3
⑪	三愛医院	977-3770	中島 67
⑫	高野内科循環器科クリニック	977-0030	長伏 226-1
⑬	川島胃腸科外科クリニック	976-2555	松本 4-6
⑭	斎藤医院	977-1413	大場 82-2
⑮	三島共立病院	973-0882	八反畠 120-7

○ 救護所

①	錦田小学校	975-0054	谷田 966
②	西小学校	975-0416	緑町 7-7
③	中郷西中学校	977-4707	梅名 854-1
④	順天堂大学	991-3111	大宮町 3 丁目 7-33

○ 三島地区人工透析医療機関ネットワーク

①	JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276
②	みしま勝和クリニック	972-7751	南田町 4-65
③	関野 医院	972-5585	寿町 9-23
④	岡田じんクリニック	977-8915	長伏 224-5

○ 妊産婦助産救護ネットワーク

①	安達産婦人科クリニック	976-0341	寿町 2-26
②	田中産婦人科医院	971-3541	中央町 6-23

○ 三島市精神科対応医療機関

①	三島森田病院	986-3337	徳倉 1195-793
②	文教町クリニック	988-7531	文教町 2-1-29
③	三島心療内科クリニック	973-5234	寿町 3-39

○ 遺体安置所

北上公民館	987-5950	萩 312
-------	----------	-------

市民トリアージ

1 概要

- これまで、重傷者や軽傷者を見分ける手順が明確ではありませんでした。
- そこで市では、NPO法人災害・医療・町づくりが考案した災害時に市民自身が市民トリアージ表に従い傷病者等の程度を見分ける市民トリアージの実施を推進しています。これは、従来のスタート式トリアージにクラッシュ症候群を加えた地震バージョンとなっています。
- 災害時に医療機関や消防本部による救助が間に合わない場合の振り分けるためのものであり、また市民が重傷者を見分ける目安となるものです。
- 市の研修会や当NPO法人主催の講座等に参加し、災害時に慌てずできる技術を身につけましょう。これにより本当に医師の治療が必要な人が優先的に治療を受けることができます。

2 実施方法

- 市民トリアージは、市民が次の「市民トリアージ表」に従い、①から順番に判別し、色のタグによる傷病者を判定します。迷ったら、重症の方を判定してください。
- 救護所、救護病院などでは医師が再度、正式なトリアージを実施します。

赤タッグ : 重症者（最優先で搬送し、治療が必要な方）

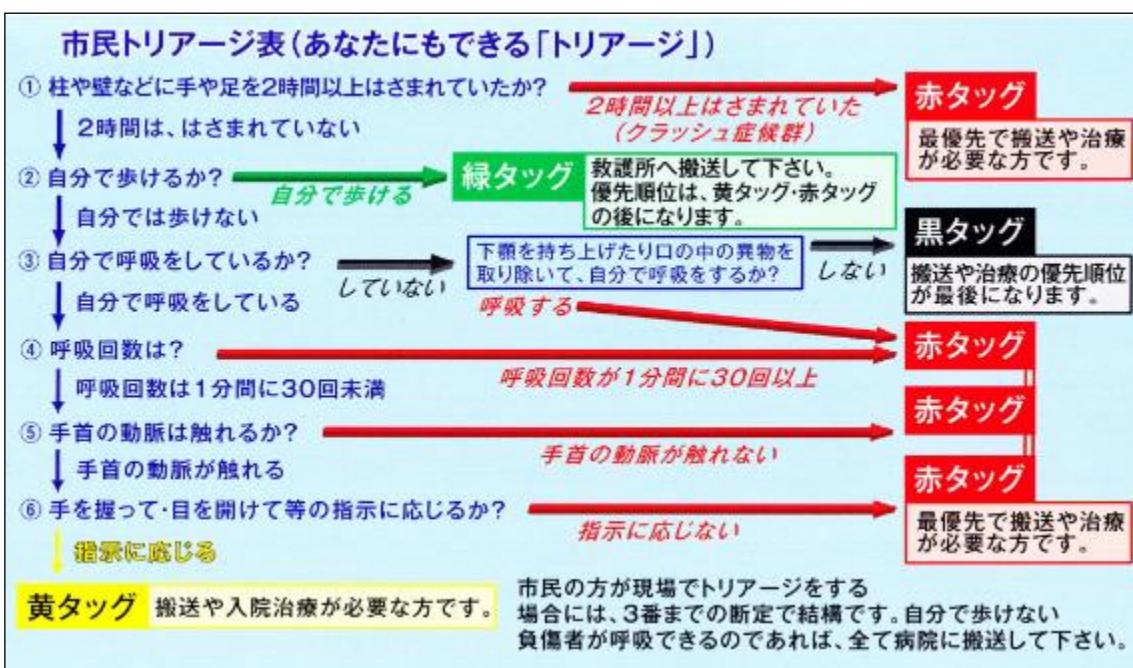
→災害拠点病院、救護病院へ搬送

黄タッグ : 中等症者 →救護病院、救護医院、救護所へ搬送

緑タッグ : 軽傷者 →救護医院、救護所へ搬送

黒タッグ : 生命兆候がないと判断された者 →北上公民館へ搬送

市民トリアージ表【NPO法人災害・医療・町づくりHP抜粋】



(無断転載・複製を禁じられているため複製等をする時は「NPO法人災害・医療・町づくり」へ連絡願います。)

住民の安否確認

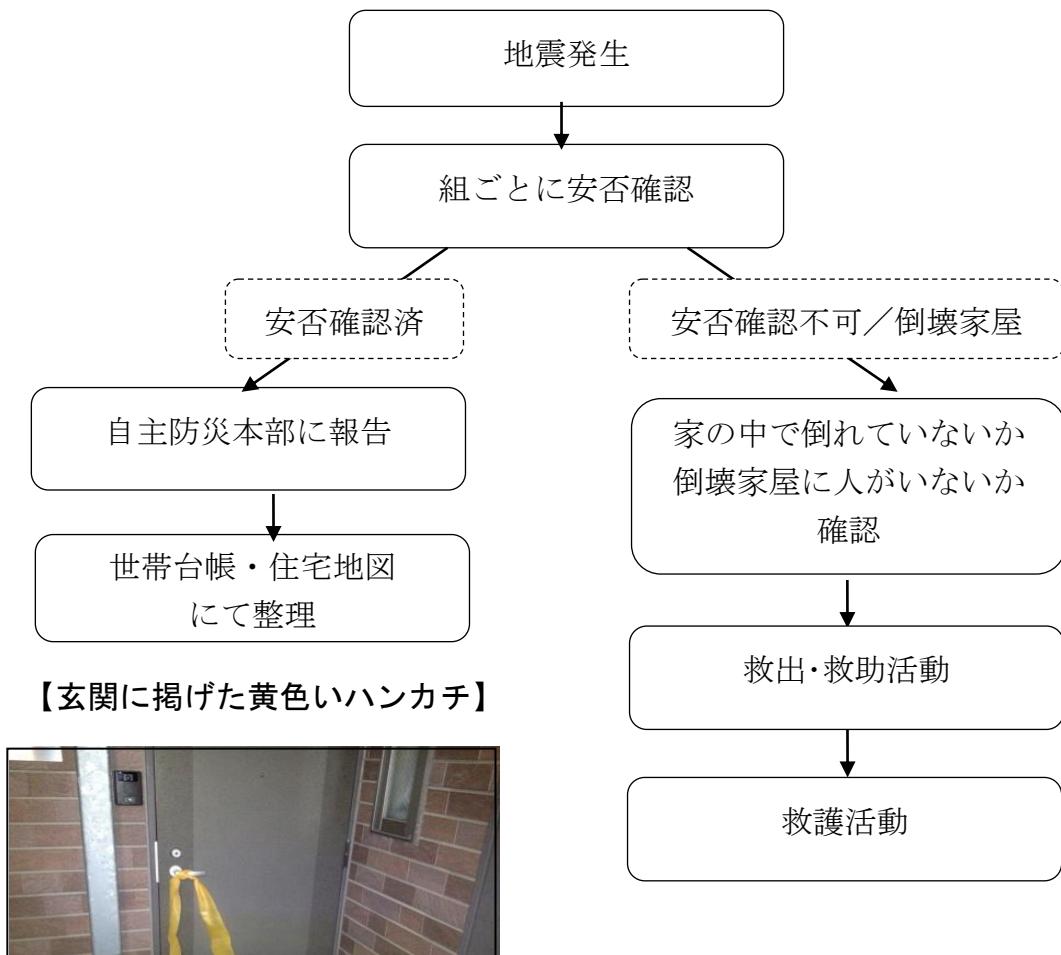
ポイント

- できるだけ組ごとに迅速に安否確認を行い、自主防災本部で取りまとめる。
- 黄色いハンカチ作戦で安否確認できた場合には次の家の確認に移る。

1 実施方法

- 地震がおさまったら組ごとに各世帯の安否確認を行う。
- この際、黄色いハンカチ作戦を導入している自主防災会は、黄色いハンカチが出されている世帯の安否確認が不要であるため、次の家の確認を行う。
- 組の安否確認がひと通り終了したら、自主防災本部に結果を報告する。
- 報告を受けた自主防災本部では、世帯台帳に安否確認の情報を記録し、住宅地図に安否確認状況を見えるようにする。

2 フロー図



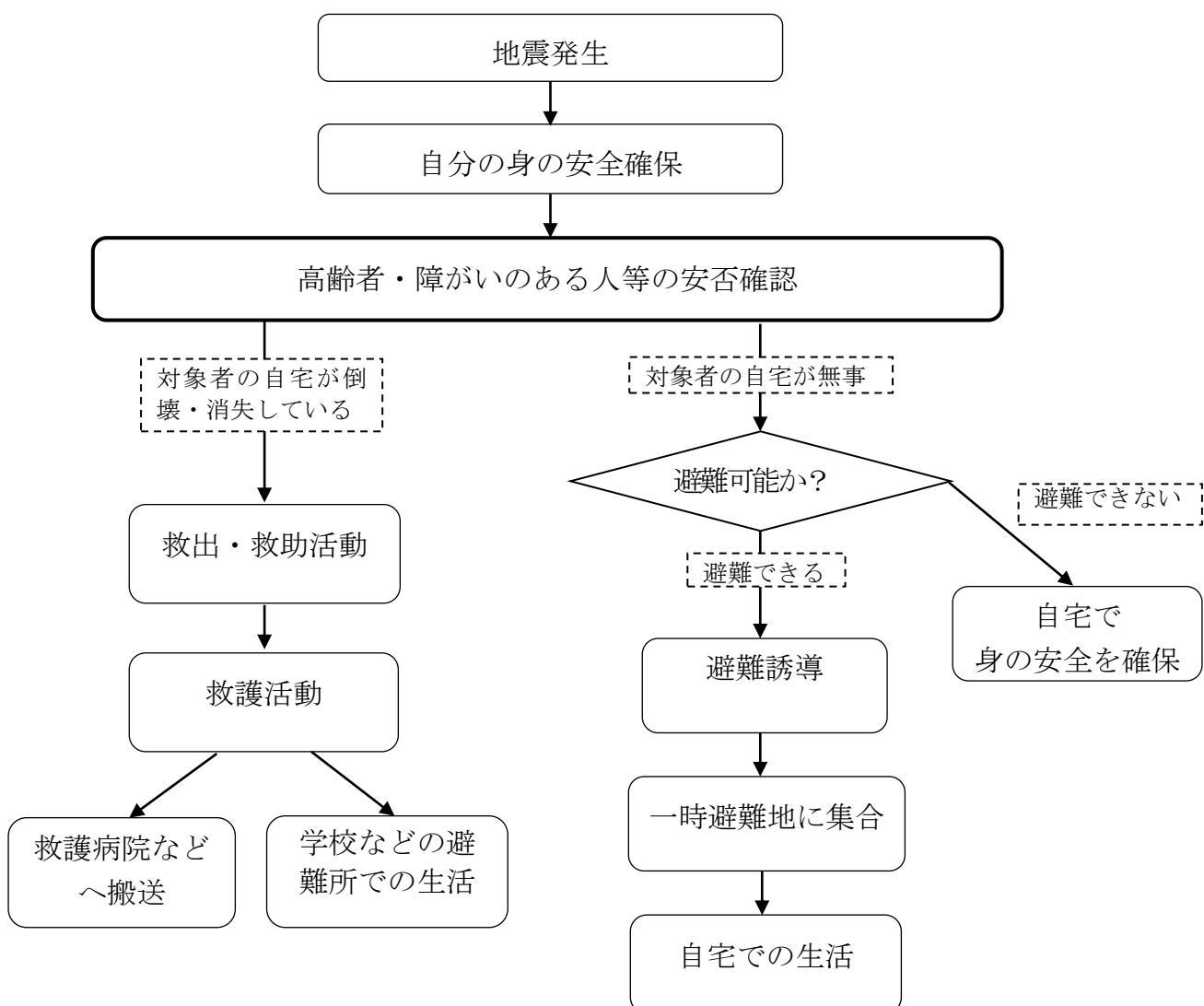
高齢者・障がいのある人等の避難支援

高齢者・障がいのある人などの要配慮者について、避難支援に関する個別避難計画に記載した避難支援者や近所の方は、地震発生後にまず安否確認を行いましょう。

ポイント

- 要配慮者の安否確認をまず行い、救出・救助が必要な場合には、近所、自主防災会の力を借りて助けましょう。

- 1 避難支援開始の基準 震度5強以上
- 2 対象者 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等
- 3 避難支援活動の流れ



避難所の開設

三島市では、震度5強以上の地震が発生した場合には、すべての避難所を開設します。避難所は、三島市の避難所運営基本マニュアルに従い運営することとなります。

○市と自主防災組織とで確認済であること

- 避難所は関係する自主防災組織が協力して運営すること
- 担当する市職員が決まっていること
- すべての避難所でレイアウトが決定していること
- 役割分担が多くの避難所で決まっていること
- マニュアルを防災倉庫又は体育館に備え付けていること

○マニュアルを保管しているコンテナ（マニュアル・様式・鉛筆などが入っています）



南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合